

特定非営利活動法人 NPO福祉用具ネット定款

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 豊田 謙二

副理事長 小坂 和英

理事 甘村 雅博

同 大山 美智江

同 坂田 栄二

同 中藤 広美

同 城島 泰伸

同 平井 良尚

同 町井 輝美

同 松尾 清美

同 松原 昌三

同 丸田 宏幸

同 宮崎 昭夫

監事 富原 茂昭

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人入会金 1,000円

個人年会費 4,000円

団体入会金 2,000円

団体年会費 30,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円

年会費 1口 3,000円 とし、1口以上

附則

この定款は平成 14 年 11 月 1 日より施行する。

附則

この定款の変更は平成 15 年 10 月 8 日より施行する。

附則

第 4 章 役員及び職員(種別及び定数)第 13 条の変更は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附則

第 1 章 総則第 1 条名称変更、第 2 章 第 3 条目的及び事業の変更は平成 25 年 8 月 16 日から施行する。

附則

第 9 章 公告の方法 第 5 3 条の変更は平成 2 9 年 5 月 2 7 日から施行する。

附則

第 4 章 役員及び職員 第 1 3 条 2 の変更は令和 6 年 5 月 25 日から施行する。

上記は現行定款に相違ない。

令和 6 年 5 月 2 5 日

特定非営利活動法人 エヌ・ピー・オー福祉用具ネット

理事長 坂田 栄二